

公益財団法人溶接接合工学振興会
【金澤賞】に関する細則

1. この細則は、故・金澤 武氏の遺志を体し、当財団に金澤賞を設け、その施行に関し取り決める。
2. 金澤賞は、毎年1回、溶接接合工学の分野における中堅の技術者に授与する。
3. 受賞候補者は、本会会員に限らない。
4. 受賞候補者は、本会会員会社及び理事会が認める関連団体並びに本理事会の推薦によるものとする。
5. 受賞候補者については、別に定める審査委員会にて、受賞者を審査する。
6. 受賞者は、理事会の承認により決定する。
7. 金澤賞は、賞状及び副賞を贈呈する。
8. この細則の改廃は、理事会の決議による。

2019年2月22日 改正

2004年3月24日 制定

2019年5月 29日 一部改正

公益財団法人溶接接合工学振興会
【金澤賞】に関する推薦及び選考に関する内規

(受賞者)

1. 各年の授賞者数は、原則として2名以内とする。
2. 溶接・接合に関する技術者、研究者個人に対して受賞する。
3. 受賞者の年齢は、申請年の4月1日現在、満50歳以下とする。

(対象とする業績)

4. 受賞者の業績として、優れた技術の取り纏めやリーダーとしての役割など、中堅の技術者、研究者としての活動を対象とする。
5. 受賞者の業績は、単独企業内での研究・開発活動だけでなく、企業間にまたがるプロジェクトにおける活動も含むものとする。

(候補者の推薦)

6. 推薦者は、別に定める推薦書の様式に拠って候補者を推薦する。
なお、推薦書は、パソコン、ワープロを用いて作成する。
7. 推薦における候補者の業績は、学术论文にはとらわれないが、業績を明確に判定できることとする。
8. 特に、多数の研究者、技術者が参画したと思われる業績または貢献の場合は、受賞者本人が、主体的な役割を演じたかが判るように記述する。
9. 候補者の業績では、活動成果の社会に対する貢献をも明確にする。

(選考)

10. 候補者の選考は、理事会が設けた金澤賞審査委員会において行い、選考候補者を理事会に推薦する。

(付記)

1. 本規定に記されない事項については、審査委員会において必要に応じその都度決定するが、その内容を理事会において報告しなければならない。
2. 本規定の改廃は審査委員会の決定による。

2019年 2月22日 改正

2004年 9月21日 制定

2019年 5月29日 一部改正

2021年11月12日 一部改正